



# MITO MAIL NEWS

申11号「中編成ワンマン運転実施」施策に向けた、人間労働を否定する臨時行路の即時見直しを求める緊急申し入れ  
第2回交渉【11月19日開催】

## 労基法違反を「違反ではなく抵触している」として認めず！

### 拳句に運輸部は

「区に戻ってからでも1時間の休憩は取れる」

「変形日勤だから休憩は取れる」と驚愕の回答！

「中編成ワンマン運転」施策の実施に向けた臨時行路での教育・訓練において、指導員が労働基準法第34条に基づく「休憩」が取れなかった問題が発生しました。第1回交渉では、会社は一貫して「問題ない」という姿勢でしたが、一転して労働基準法第34条に「抵触している」と回答を覆し、「会社として重く受け止める」と改めました。

～会社による調査結果、会社主張、今後の対応等～

- ・水戸運輸区指導員5名中1名が、労働基準法第34条に基づく休憩時間(1時間)が取れなかった
- ・休憩が取れなかった指導員は、10月19日=15分、他4日=25分しか休憩が取れていない
- ・会社としては、「違反」ではなく「抵触している」認識である ⇒対立
- ・取れなかった休憩時間に対しては、賃金を支払う ⇒確認
- ・原因は、①労働時間管理ができなかったこと ②休憩の指示ができなかったこと
- ・背後要因は、これまでの添乗では指示をしなくても行先地で休憩を取っている認識があり、これまでも指導員が自ら休憩を取っていたこと
- ・今後は、①指導員に明確に休憩を指示する ②指導員は行先地から戻ってきたら管理者に報告する

## しかし、そもそもの問題は休憩が取れない臨時行路にある！

### 【組合】

- ・今回の臨時行路は計画されたものだ。会社は教育や訓練を行う指導員の休憩時間をどの場面で取れると想定して計画したのか。
- ・休憩が取れない行路だから現場が悩み、支社に相談を行った。現場から相談はあったのか。
- ・現場では、どこで休憩を取ればいいのか悩んだ末に運輸部に相談した。にもかかわらず、そのような対応は現場に丸投げだ！
- ・では、どこで休憩が取れるのか明らかにしてもらいたい。
- ・そのような運輸部の姿勢が、労基法34条違反を発生させている背後要因にあることを自覚すべきだ！休憩が取れると言うなら休憩が取れる時間を明確にすべきだ！

### 【会社】

- ・指導員は変形日勤である。行先地などで1時間の休憩は取れる認識である。
- ・相談はあった。行路に踏まえて休憩を取ってもらうように返した。
- ・指導員は変形日勤であり、休憩時間は行先地等で取れる。
- ・変形日勤なのだから、区に戻ってきてからでも1時間の休憩は取れますよね！示さなくても分かりますよね！
- ・次回交渉で休憩時間が取れる時間を示す。

問題を現場に丸投げ！